

# 第 1 回常陸大宮市議会定例会議案

令和 5 年 2 月 2 8 日

常 陸 大 宮 市

## ○目次

|        |                                                                                               |     |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 報告第1号  | 専決処分の報告について<br>(損害賠償の額の決定及び和解について)                                                            | P1  |
| 報告第2号  | 専決処分の報告について<br>(常陸大宮市子ども・子育て会議条例及び常陸大宮市特定教育・保育施設<br>及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正<br>する条例) | P3  |
| 議案第1号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和4年度常陸大宮市一般会計補正予算(第8号))                                                | P7  |
| 議案第2号  | 令和5年度常陸大宮市一般会計予算                                                                              | 別冊  |
| 議案第3号  | 令和5年度常陸大宮市国民健康保険特別会計予算                                                                        | 別冊  |
| 議案第4号  | 令和5年度常陸大宮市公営墓地特別会計予算                                                                          | 別冊  |
| 議案第5号  | 令和5年度常陸大宮市介護保険特別会計予算                                                                          | 別冊  |
| 議案第6号  | 令和5年度常陸大宮市戸別浄化槽整備事業特別会計予算                                                                     | 別冊  |
| 議案第7号  | 令和5年度常陸大宮市温泉事業特別会計予算                                                                          | 別冊  |
| 議案第8号  | 令和5年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計予算                                                                       | 別冊  |
| 議案第9号  | 令和5年度常陸大宮市上水道事業会計予算                                                                           | 別冊  |
| 議案第10号 | 令和5年度常陸大宮市下水道事業会計予算                                                                           | 別冊  |
| 議案第11号 | 常陸大宮市公共施設保全等基金条例                                                                              | P9  |
| 議案第12号 | 常陸大宮市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関す<br>る条例の一部を改正する条例                                             | P11 |
| 議案第13号 | 常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                                                                 | P15 |
| 議案第14号 | 常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例<br>等の一部を改正する条例                                               | P23 |
| 議案第15号 | 常陸大宮市出産祝い金支給条例の一部を改正する条例                                                                      | P33 |
| 議案第16号 | 常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例                                                                  | P37 |
| 議案第17号 | 常陸大宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例                                                                       | P41 |

|        |                                      |     |
|--------|--------------------------------------|-----|
| 議案第18号 | 常陸大宮市温泉・温浴施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | P45 |
| 議案第19号 | 常陸大宮市立学校設置条例の一部を改正する条例               | P49 |
| 議案第20号 | 市道路線の変更について                          | P53 |
| 議案第21号 | 市道路線の廃止について                          | P59 |
| 議案第22号 | 指定管理者の指定について                         | P63 |
| 議案第23号 | 指定管理者の指定について                         | P65 |
| 議案第24号 | 指定金融機関の指定について                        | P67 |
| 議案第25号 | 令和4年度常陸大宮市一般会計補正予算(第9号)              | 別冊  |
| 議案第26号 | 令和4年度常陸大宮市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)        | 別冊  |
| 議案第27号 | 令和4年度常陸大宮市介護保険特別会計補正予算(第4号)          | 別冊  |
| 議案第28号 | 令和4年度常陸大宮市温泉事業特別会計補正予算(第2号)          | 別冊  |
| 議案第29号 | 令和4年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)       | 別冊  |
| 議案第30号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて             | P69 |

## 報告第 1 号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙（令和 5 年専決第 1 号）のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 28 日

常陸大宮市長     鈴木 定幸

## 専決第 1 号

### 専決処分書

市道 3 0 8 6 3 号線における車両損害事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 月 1 9 日

常陸大宮市長      鈴木   定幸

#### 1 相手方

常陸大宮市内法人

#### 2 損害賠償の額

一金 1 6 , 5 0 0 円

#### 3 事故の概要

令和 4 年 1 2 月 1 日午後 4 時頃、相手方が野上地内の市道 3 0 8 6 3 号線を走行中に、車道右側の舗装沈下部を避けるため、左側に寄って走行したところ、左側前輪タイヤが法面になっている路肩へ落ち車両が横転し、当該車両の左側フロントのフェンダー等に損害を与えた。

#### 4 和解の内容

市は相手方に対し、上記損害賠償の額を支払い、今後本件に関していかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。

#### 5 専決処分を行う理由

市道 3 0 8 6 3 号線において発生した車両損害事故における損害賠償の額を決定し、和解することについて、市長の専決処分事項について（令和 3 年常陸大宮市議会議決）第 7 号の規定により、専決処分するものです。

## 報告第 2 号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙（令和 5 年専決第 2 号）のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 28 日

常陸大宮市長      鈴木 定幸

## 専決第 2 号

### 専決処分書

常陸大宮市子ども・子育て会議条例及び常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 月 19 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

#### （専決処分を行う理由）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）により子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部が改正されたことに伴い、常陸大宮市子ども・子育て会議条例（平成 25 年常陸大宮市条例第 18 号）及び常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年常陸大宮市条例第 23 号）の一部を改正することについて、市長の専決処分事項について（令和 3 年常陸大宮市議会議決）第 1 号の規定により、専決処分するものです。

常陸大宮市子ども・子育て会議条例及び常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(常陸大宮市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 常陸大宮市子ども・子育て会議条例(平成25年常陸大宮市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第3条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年常陸大宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に



改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第 1 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙（令和 5 年専決第 3 号）のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

常陸大宮市長     鈴木 定幸

## 専決第 3 号

### 専決処分書

令和 4 年度常陸大宮市一般会計補正予算（第 8 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和 5 年 2 月 1 日

常陸大宮市長      鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

出産・子育て応援事業を実施するに当たり、事業の趣旨から早期に着手する必要があり、その執行に係る補正予算について、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

議案第 1 1 号

常陸大宮市公共施設保全等基金条例

常陸大宮市公共施設保全等基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

公共施設の計画的な保全等に必要な財源を確保するため、本条例を提案するものです。

## 常陸大宮市公共施設保全等基金条例

### (設置)

第1条 公共施設の計画的な保全等に必要な財源を確保するため、常陸大宮市公共施設保全等基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上の必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する公共施設の計画的な保全等に要する財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 12 号

常陸大宮市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 28 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部改正により、国政選挙における選挙運動の公費負担の限度額が改定されたことを踏まえ、市議会議員及び市長の選挙においてもこれに準じた措置を講じるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成30年常陸大宮市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の常陸大宮市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 13 号

常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 28 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

人事院規則の改正により、国の非常勤職員の育児休業の取得要件が緩和されたこと等を踏まえ、市においても同様の措置を講じるため、本条例を提案するものです。



## 常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例（平成４年大宮町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号アの（ア）中「第２条の４」を「当該子の出生の日から第３条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から６月を経過する日、第２条の４」に、「２歳」を「当該子が２歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第２条の３第２号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第３号に掲げる場合に該当して当該子の１歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第２条第４号ウを削る。

第２条の３第３号を次のように改める。

（３） １歳から１歳６か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第３条第７号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の１歳６か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方

等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

第2条の4 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする

育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合  
第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号を次のように改める。

(8) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする  
こと。

第3条中第8号を第7号とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 14 号

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
等の一部を改正する条例

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等  
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 28 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第  
61 号）等の一部改正に伴い、常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に  
関する基準を定める条例（平成 26 年常陸大宮市条例第 22 号）ほか 2 条例の  
一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
等の一部を改正する条例

(常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正)

第1条 常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例(平成26年常陸大宮市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「次条第1項」の次に「第7条の3  
第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、  
家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、  
職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保  
育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の  
研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項につい  
ての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全  
計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するととも  
に、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連  
携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等につい  
て周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じ  
て安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組  
等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するとき  
は、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を  
確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなけ  
ればならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席  
及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座  
席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に  
利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常  
的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見

落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「，その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「，職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

(常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年常陸大宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

(常陸大宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 常陸大宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年常陸大宮市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知する

とともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

（常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

（常陸大宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の常陸大宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。



議案第 15 号

常陸大宮市出産祝い金支給条例の一部を改正する条例

常陸大宮市出産祝い金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 28 日提出

常陸大宮市長     鈴木   定幸

(提案理由)

出産・子育て応援交付金が創設されたことを踏まえ、出産祝い金の支給額を見直すため、本条例を提案するものです。

## 常陸大宮市出産祝い金支給条例の一部を改正する条例

常陸大宮市出産祝い金支給条例（平成17年常陸大宮市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第1子は30,000円、第2子は50,000円、第3子は70,000円、第4子は100,000円、第5子以降は200,000円」を「出生児1人につき30,000円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の常陸大宮市出産祝い金支給条例第3条の規定は、この条例の施行日以後に子を出産し、又は子を養育することとなる者に支給する祝い金について適用し、同日前に子を出産し、又は子を養育する者に支給する祝い金については、なお従前の例による。

議案第 16 号

常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 28 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

福祉の充実及び少子化対策の一環として、妊産婦及び小児に係る医療福祉費の所得制限を撤廃し、全ての子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、本条例を提案するものです。

## 常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例（平成１６年大宮町条例第７９号）の一部を次のように改正する。

第４条の２第１項中「前条第１項に規定する支給額から同条第２項」を「支給額から前条第２項」に改める。

第５条第１項中第１号及び第２号を削り、第３号を第１号とし、同項第４号中「その者の前年の所得が所得税法」の次に「(昭和４０年法律第３３号)」を加え、同号を同項第２号とし、同条第２項ただし書中「及び第２号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令第２条及び第３条の規定の例によるものとし、前項第３号」を削り、「前項第４号」を「前項第２号」に改める。

### 附 則

この条例は、令和５年１０月１日から施行する。

議案第 17 号

常陸大宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

常陸大宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 28 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の改正により、出産育児一時金の額が改定されたことに伴い、常陸大宮市国民健康保険条例（昭和 41 年大宮町条例第 12 号）の一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものです。

## 常陸大宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

常陸大宮市国民健康保険条例（昭和 4 1 年大宮町条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「4 0 8， 0 0 0 円」を「4 8 8， 0 0 0 円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

常陸大宮市温泉・温浴施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市温泉・温浴施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 28 日提出

常陸大宮市長      鈴木   定幸

（提案理由）

指定管理委託の更新に当たり、常陸大宮市温泉審議会からの答申を踏まえ、施設の利用料金に係る規定等を見直すため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市温泉・温浴施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市温泉・温浴施設等の設置及び管理に関する条例（平成２５年常陸大宮市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「掲げる額」を「掲げる基準額に２．０を乗じて得た額」に改める。

別表第１中「利用料金」を「利用料金の基準額」に改める。

別表第２及び別表第３を次のように改める。

別表第２（第９条，第１４条関係）

休憩施設の利用料金の基準額

| 区分       | 利用料金の基準額 |                 |        |
|----------|----------|-----------------|--------|
|          | ３時間以内    | ３時間を超え<br>７時間以内 | ７時間超   |
| 休憩室１室につき | １，５６０円   | ３，１３０円          | ４，７００円 |

別表第３（第９条，第１４条関係）

温泉・温水スタンド利用料金の基準額

| 区分 |            | 利用料金の基準額 |
|----|------------|----------|
| 市内 | １００リットル当たり | １００円     |
| 市外 | １００リットル当たり | ２００円     |

備考

- １ 「市内」とは，市内に住所を有する者をいう。
- ２ 「市外」とは，上記以外の者をいう。

附 則

この条例は，令和５年６月１日から施行する。



議案第 19 号

常陸大宮市立学校設置条例の一部を改正する条例

常陸大宮市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 28 日提出

常陸大宮市長      鈴木   定幸

(提案理由)

入園児が減少している市立大宮幼稚園について、令和 5 年度末の在園児の卒園をもって廃園とするため、本条例を提案するものです。

## 常陸大宮市立学校設置条例の一部を改正する条例

常陸大宮市立学校設置条例(平成20年常陸大宮市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園，」を削る。

別表の1の表を削り，同表中2の表を1の表とし，3の表を2の表とする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。  
(常陸大宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 常陸大宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大宮町条例第10号)の一部を次のように改正する。  
別表中「幼稚園」を「認定こども園」に改める。  
(常陸大宮市学校給食センター条例の一部改正)
- 3 常陸大宮市学校給食センター条例(令和3年常陸大宮市条例第9号)の一部を次のように改正する。  
第1条中「，中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

## 議案第 20 号

### 市道路線の変更について

市道路線を下記のとおり変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

| 路線名      | 旧新別 | 起点                     | 終点                    | 延長<br>(m) | 幅員<br>(m)      |
|----------|-----|------------------------|-----------------------|-----------|----------------|
| 40158 号線 | 旧   | 下檜沢字左寄<br>1437 番 3 地先  | 氷之沢字坂下<br>419 番 1 地先  | 1,624.38  | 3.60～<br>16.20 |
|          | 新   | 下檜沢字左寄<br>1443 番 2 地先  | 氷之沢字坂下<br>419 番 1 地先  | 1,536.30  | 3.60～<br>16.20 |
| 50215 号線 | 旧   | 下小瀬字西小屋<br>2172 番地先    | 下小瀬字大根田<br>535 番 1 地先 | 338.77    | 3.70～<br>14.00 |
|          | 新   | 下小瀬字西小屋<br>2172 番 2 地先 | 下小瀬字大根田<br>535 番 1 地先 | 338.02    | 3.70～<br>14.00 |

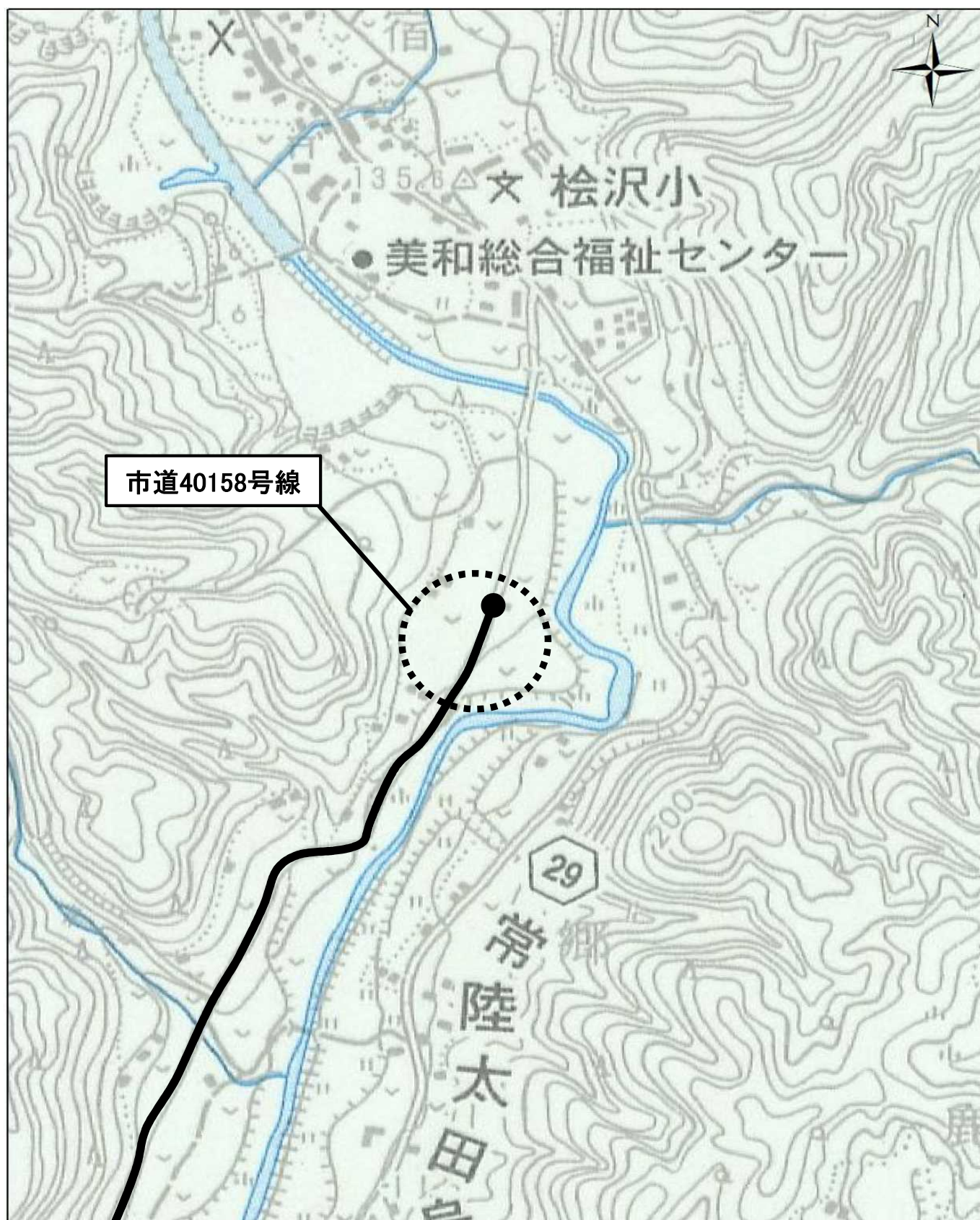
令和 5 年 2 月 28 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

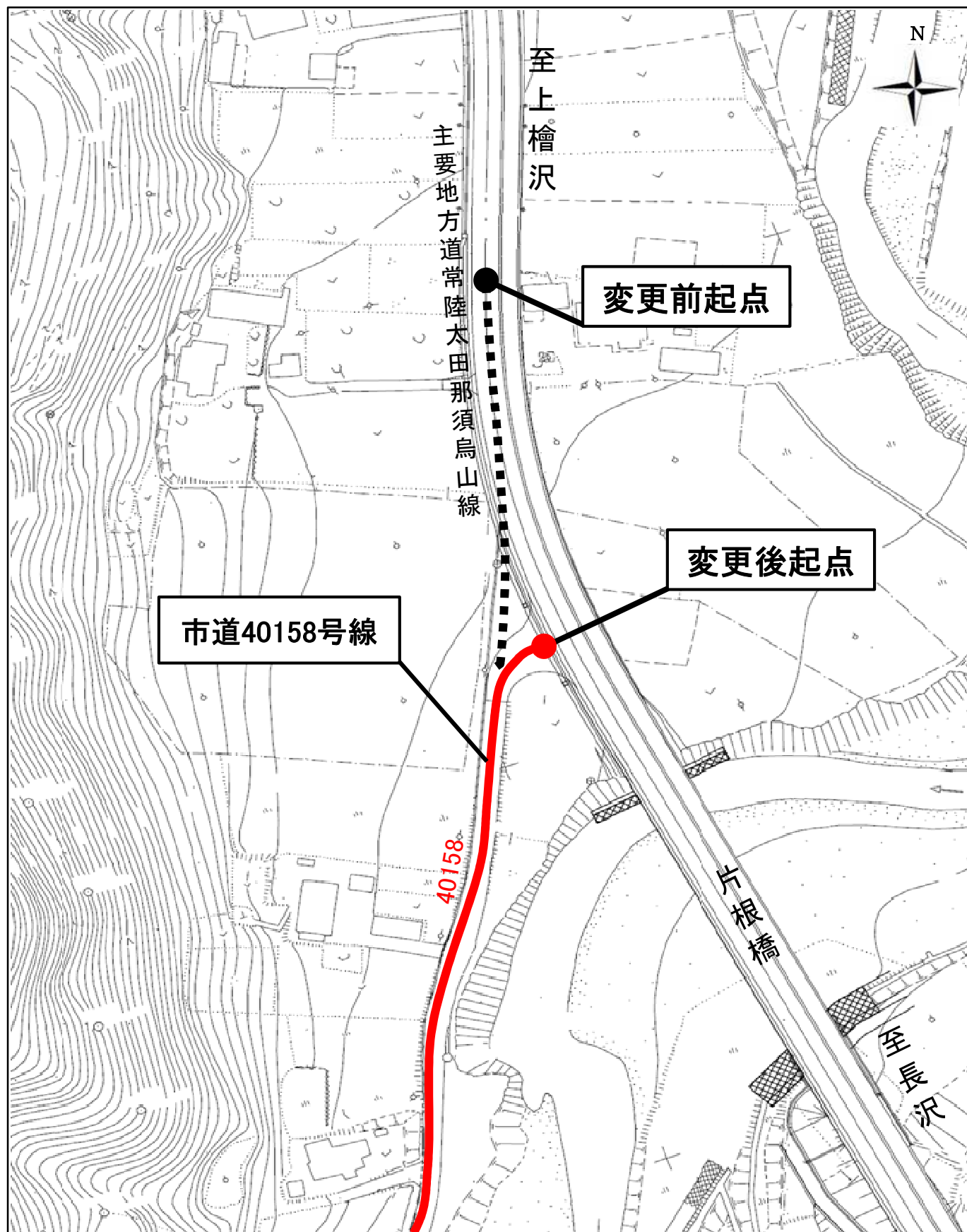
（提案理由）

県の道路改良事業に伴い、市道を短縮するものです。

## 変更路線位置図



## 変更路線図





## 変更路線位置図



## 変更路線図



## 議案第 2 1 号

### 市道路線の廃止について

市道路線を下記のとおり廃止するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

| 路線名      | 起点                    | 終点                    | 延長<br>(m) | 幅員<br>(m)     |
|----------|-----------------------|-----------------------|-----------|---------------|
| 10792 号線 | 下岩瀬字東田向<br>132 番 2 地先 | 下岩瀬字東田向<br>132 番 7 地先 | 37.69     | 2.50～<br>5.30 |

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

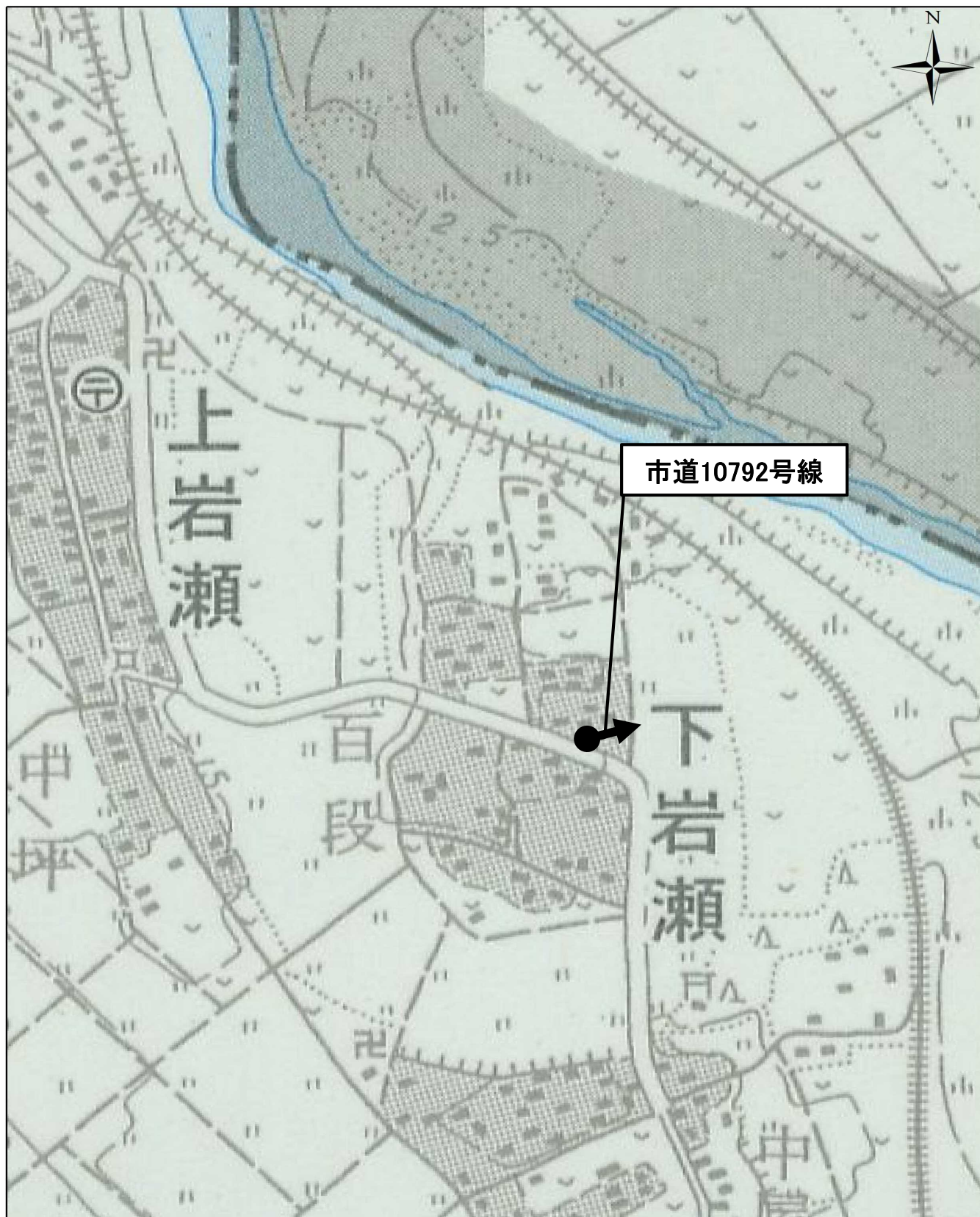
常陸大宮市長 鈴木 定幸

#### （提案理由）

用途廃止申請により、公共の用に供する必要がなくなったと認められる路線を廃止するものです。



## 廃止路線位置図



# 廃止路線図



## 議案第 22 号

### 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市諸沢 5071 番地  
やまがたすこやかランド三太の湯

常陸大宮市長倉 407 番地の 2  
ごぜんやま温泉保養センター四季彩館

常陸大宮市氷之沢 3139 番地  
美和ささの湯

#### 2 指定管理者に指定する団体

常陸大宮市長倉 407 番地の 2  
常陸大宮市温泉事業株式会社  
代表取締役 鈴木 定幸

#### 3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 2 月 28 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

## 議案第 23 号

### 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり変更して指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 公の施設の名称

常陸大宮市山方 535 番地

常陸大宮市山方自然生態観察施設淡水魚館

#### 2 指定管理者

常陸大宮市山方 660 番地

公益財団法人常陸大宮市振興財団

理事長 鈴木 定幸

#### 3 指定の期間

（変更前）令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（変更後）令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 2 月 28 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

## 議案第 2 4 号

### 指定金融機関の指定について

市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる金融機関について、下記のとおり指定するため、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

### 記

- 1 令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 3 1 日まで

指定する金融機関

茨城県土浦市中央二丁目 1 1 番 7 号

株式会社筑波銀行

- 2 令和 6 年 6 月 1 日以降

次表に掲げる金融機関をその順序により 3 年交替で指定する。

|   | 金融機関名    | 所在地                     |
|---|----------|-------------------------|
| 1 | 茨城県信用組合  | 茨城県水戸市大町 2 丁目 3 番 1 2 号 |
| 2 | 株式会社筑波銀行 | 茨城県土浦市中央二丁目 1 1 番 7 号   |

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

### （提案理由）

指定金融機関については、輪番制により令和 5 年 6 月 1 日から株式会社常陽銀行を指定する予定であったが、指定に基づく具体的な契約に当たり、その条件の合意に至らなかったため、現行の指定金融機関である株式会社筑波銀行の指定期間を 1 年間延長して指定するとともに、令和 6 年 6 月 1 日以降の指定の見直しをするものです。

議案第 30 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●  
氏 名 中嶋 正夫  
●●年●●月●●日生

令和 5 年 2 月 28 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

人権擁護委員 鈴木 泰全氏が令和 5 年 6 月 30 日で任期満了となることから、新たに中嶋 正夫氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいため、提案するものです。